

リサイクルステーション

- ◇と き 1月8日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のは、お引き受けできません)
- ◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します)
⑨アルミ缶 ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
⑫割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



昨日、「10年前に契約した行政書士資格講座が終了していない。再度受講する必要がある」と電話があった。承諾していないのに、今日申し込み確認書が届いた。どうしたらよいか。

◇相談1

本年4月1日から「個人情報保護に関する法律(注1)」が施行されたにもかかわらず、前に資格取得講座や複合サービス会員(旅行や飲食の割引特典をうたつものを契約した人の名簿が悪用され、再び被害に遭うケース)二次被害がいまだに後を絶ちません。

資格講座や会員権の二次被害にご注意ください!!

窓口は…消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999
中濃地域振興局振興課
電話 25-3111(可茂総合庁舎内)
美濃加茂市消費者リーダー 中野
電話 28-8522



消費者への アドバイス

- 以前に資格講座などを契約していても、身に覚えのない請求は拒否しましょう。過去の契約書が残っている場合には、支払いに応じる前に確認しましょう。
- 業者から電話勧誘があった場合には、業者の言葉だけを信ぜず、なぜ過去の契約について知っているのかなどの説明を求め、慎重に判断しましょう。ただし、消費者側から電話をかけ直してまで説明を求める必要はありません。
- 新たな契約を結んでしまっても、書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

以前契約していた複合サービス会員契約について、「明日更新

◇事例2

しかし、実際には、以前の契約とは全く関係なく、新たな契約をさせる手口(二次被害)であることを相談者に説明しました。相談者は、業者に書面でクーリング・オフの通知を出し、無条件解約となりました。

(注1)「個人情報保護に関する法律」は、個人情報を取り扱う事業者の順守すべき義務などを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されました。

◇処理1

相談者は、以前に契約した資格取得の通信講座の費用は既に全額支払い済みであり、契約時に「講座を終了できなかった場合は、受講を継続する必要があります」という話も聞いていません。しかし、契約は口頭でも成立するため、今回の電話で正しい返事をしたことで、業者は受講を承諾したとして、申し込み確認書を送付してきたものと思われます。

◇処理2

業者に問い合わせたところ、サービスセンターという部署は存在せず、相談者の契約も平成12年に解約されているとのことでした。実際には、架空の部署をかたる、全く別の業者による二次被害と分かりました。業者には、過去の情報について漏えいしないように個人情報の管理徹底について要望しました。また、相談者には今後連絡があっても、毅然(ぎぜん)とした態度で拒否するように助言しました。